



知財の協調と交渉から学んできたもの

審査第四部長 後谷 陽一

1. はじめに

近年アジア各国を中心に多くの国と付き合う機会が増えてきたが、どのように付き合っていくのか戸惑うことが多い。ここでは10年程前に中国駐在した時の経験を例にしながら、外国人との協調と交渉の中で感じてきたことを書き留めておきたい。駐在直後は、紙面に書きづらいことも多々あり、通り一遍の表面上の情報提供になっていたのも、今回はもう少し深く洞察したい。また、帰国後も引き続き多くの外国人や駐在員と議論することによって、自分の経験を整理することができ、駐在直後よりも系統だって議論できるようになったことも、今回の機会にこのテーマを選んだ理由である。

異なる民族、宗教、道徳観、生活慣習などが相俟って育てた外国の企業文化と接する中で、何をすることが出来るのかを考えていきたい。

2. 協調し交渉する相手は誰なのか

駐在して最初に直面する苦勞は、自分がこれから誰と付き合っていけば良いのかが分からないということだ。中国で日本国特許庁（以下、JPO）の職員が古くから付き合ってきたのは、特許と実用新案、意匠を所管している中華人民共和国国家知識産権局（以下、SIPO）¹⁾と、商標を所管している中華人民

共和国国家工商行政管理総局（以下、SAIC）の商標局（以下、CTMO）や商標評審委員会。ただ、現地で日本企業の相談を受けていると、これらの機関からの情報だけではあまり日本企業に役立たないということが直ぐに理解できるはずだ。

これはJPOの業務を考えてみれば明らかなのだが、企業が事業戦略の一部として知財戦略を実施するとき、権利取得するだけでは全く役立たないのであるから、権利付与が所管のJPOの視点だけで、JPOと同じような業務を所管している外国機関と付き合っていたのでは、企業にとって役立つ情報は部分的しか得られないことになる。

権利取得した知財を如何に利用・活用するのか、場合によっては生れた知財を権利化せずに秘匿するのか、また著作権や種苗法、標準や安全性なども絡めながら如何に包括的な戦略を構築するのか。このような企業戦略を実施していくうえで、企業は進出国において多くの問題に直面するわけだが、この時に必要な情報は誰からどのように取得し、また、誰とどのように交渉すれば日本企業に役立つのだろうか。

最初に知るべきことは、相手国の政府機関は名前が同じであっても日本の同じ名前の政府機関とは異なる機関であるということへの理解である。中国の特許を所管する機関であるSIPOは日本の特許を所管する機関であるJPOとは異なる組織であるし、

1) 中華人民共和国国家知識産権局（State Intellectual Property Office of the P.R.C.）：専利（発明、実用新型、外観設計）業務を主管する国務院の直属機関

中国の商標を所管する機関であるCTMOは日本で商標を所管する機関であるJPO商標課とは異なる組織なのである。そもそも国によって行政の役割は異なるので、行政が行うべき業務の範囲も異なっている。そして、その国の視点で(目的で)関連する業務を各機関に割り振ってゆくのであるから、その帰結である各機関の任務や業務は機関の名前が仮に日本と同じになったとしても、必ずしも同じ業務を実施しているとは限らないのである。つまり、行政の縦割りは国によって異なる視点で切り取られているので、他国の対応する機関の所管している業務は自国と一対一で対応はしておらず、日本の一機関が所管している業務は、他国では多くの機関にまたがっているということへの理解が必要となる。

このような観点でSIPOとSAICを見た時、両機関は共に知財の一部を所管しているにもかかわらず、大きく異なって見えてくる。SIPOは多くの国の知財機関の振る舞いと同じで、特許や意匠を産業発展のために保護すべき権利として取り扱っており、JPOにとっては情報交換しやすく、また簡単な調整をすれば協力の進められる機関といえる。一方、SAICの商標に関する考え方は多くの国の知財機関の振る舞いとは異なっており、商標を知財として扱っていないように感じられる。その背景はSAICが何を主管しているのか、つまりSAICがどのような役割の組織なのかを理解すれば見えてくる。

SAICの行っている業務には、主なものとして消費者権益、市場規範、企業登記、公平交易等があり、あわせて商標審査や審判も行っている。つまり、SAICの主管しているのは市場監督管理と関連の行政法執行業務で、商標も企業登記等と同じで市場を監督管理し、地場産業育成を図るための道具の部分なのである。計画経済の下で市場管理をしていた行政官が商標を扱っているのであるから、自ずと商標に対する考え方は一般的な知財の概念からずれたものになっているのであろう。

このように各機関の役割を理解し、そして企業が必要とする情報との対応を見極めることで、初めてのどの機関と協調し交渉していくのかが明らかになってくる。駐在中に知財の観点で頻繁に議論を行った

機関は、SIPO、SAIC以外にも、全国人大常務委員会、最高人民法院、最高人民検察院、國務院法制弁公室、公安部、情報産業部、農業部、商務部、文化部、税関総署、質検総局、版權局、食品藥品監督局の13機関に及んだ²⁾。企業からの相談には、これらの関連機関からの情報を整理し提供することによって、その後の企業の活動の参考にしてもらうとともに、場合によっては企業と共同して各機関に働きかけをすることにより対応をしていくことになる。

3. 交渉の背景は何か、 なぜそのような法律を作ろうとするのか

中国では私が駐在を始める直前の2,000年前後にWTO加盟に向けて知財関連の法律が改正され、TRIPS協定により要求されている知的財産権に関する最低限の保護を達成されるようになった。しかしながら、中国に進出している日本企業にとっては、他の加盟国の国民に対しても与えられる協定に規定される原則や、民事上及び行政上の手続、国境措置や刑事的制裁等の基準のみでは十分に知財問題に取り組むことができないと感じている。

その理由は簡単で、TRIPS協定が要求している保護以外の部分については、自国の利益が最大限得られるように法を規定し、運用をしていくのが国として当然の振る舞いだからで、残念ながら進出した日本企業向けの法規や運用は存在していないのである。これは、過去の先進国の法改正の歴史を見ても解ることだが、自国の知財法規はその時代の自国産業や技術水準の世界における位置づけを理解したうえで、国家の戦略として外国からの投資を阻害しない最低限の保護を与えるとともに、自国産業の発展するのに最適な運用を行っているのである。そうすると、相手国が自国産業をどのように理解しているのかという法律や運用を制定する際の背景を理解することが、法律がなぜ作られているのかを理解し、相手がどのような交渉をしていくのかを予見できることになる。

それでは、中国政府はどのように自国を理解し戦略を立てようとしていたのか。2008年6月に国務

2) 駐在当初、これらの機関と協力や交渉を行えるようになるために、中国人部下からの勧めもあり、各機関の渉外担当(JPOの国際課に対応)の若手職員との食事の機会を設け、楽しく議論したことが良い経験となり、また、各機関との良好な関係につながった。

院が中国国家知的財産権戦略綱要を公表しているが、その検討段階では各国の知財戦略を積極的に収集し解析しており、特に先進国の過去の産業発展と知財との関連性が大いに意識されていた。具体的には、後追い国の優位性を活かし、外国企業に継続投資させ、国内の優秀な研究者を活用できるようにし、外資が中国国内で研究開発や製造をすることにより知的財産権やノウハウを取込み、自由技術を有効利用し、更にはアジアやアフリカ、中南米の資源国の囲込みにも知財を利用するということである。

今や中国でも先端企業は育ち、国際競争力のある企業がIT系を中心に増えてきている、当然に中国政府が自国をどのように理解するのかは10年前とは大きく異なってきており、未だ解決していない多くの国内問題への対応をしながら、先進企業の対応もするという困難な戦略が必要となってきたのである。他の国との交渉でも同じだが、現在の相手国の状況を理解することで、交渉における互いの落としどころが明らかになり、進めやすくなるのであって、単純に自国や自社の利益のみを理解していたのでは交渉を進めることは困難である。

4. 自らを振り返る、日本企業の抱える問題点を知り、そして整理する

駐在中は多くの日本企業からの相談を受けたが、まず気づくことは、日本国内では企業間で情報を交換する機会は少なく、有効な情報を取得できていないということである。特に、中国に進出した企業がどのような問題に直面し、どのような失敗をしているのかといった情報や、どのようにすれば適切に対処可能なのかといった進出企業にとって欠かせない有効な情報は、このような経験をした各企業の機密情報も含まれていることから、対外的に情報提供されることがないからである。

一方、駐在中に在籍していたJETROには、個別の事例に関する多くの相談が寄せられ、案件ごとに企業と共に対応をするので、自ずと多くの企業の経験に基づく情報を取得することになる。つまり、JETROには他には無いきわめて多くの日本企業の抱える問題が集約され、その対処法も集約されることになるのである。当然に、個別企業の情報を他の企業に直接提供することはできないが、多くの情報を

整理し、機密情報を明らかにしないような工夫をしたうえで、問題を抱えた企業に提供することになる。

寄せられた相談を整理していくと、例えば日本企業の次のような問題点が浮き上がってくる。

(1) 権利取得時の問題

- ・質の悪い代理人に任せきり。日本出願を単純に中国語に翻訳しただけで、裁判や行政救済を理解した、強い権利を取得するための戦略的な出願ができない。

(2) 模倣品問題

- ・中国の模倣企業の技術力が向上して、品質で取り締まることができない。
- ・冒認等の悪意ある権利への対応が出来ない。
- ・小ロット生産して即出荷する、工場を分散化し休日や夜間に操業する、デットコピーから侵害認定困難な類似品へ移行する、ノーブランドで輸出して外国で商標を付けて販売するなど巧妙化が進み、取締り等の対応が困難に。

(3) 情報漏洩、技術流出問題

- ・日本のみでの権利化で外国での対応ができない。
- ・ノウハウの権利化と秘匿化の使い分けができない。
- ・日本流の会社形態や契約行為を持ち込むため、中国人雇用者が転職した際の情報漏洩に対応できない、日本人OBが中国企業に雇用されノウハウ等を吸収されてしまっているのに対応できない。
- ・雇い入れた優秀な中国人研究者が、低い報酬や報酬のため日本企業を離れてしまい引き留められない。単なる自己研鑽用の機関として日本企業が利用されている。
- ・ライセンス規制や地方対外経貿部門の運用への対応ができない。
- ・好まない現地でのR&D等を求められたが、対応の仕方が分からない。

相談の段階では、上記したようなことが問題だと理解している企業は稀で、多くの場合は製品販売や流通段階で何か問題が発生しているようだが、どのように対応してよいのか分からない、といったような問題の本質を理解できていない質問しか寄せられない。まずは、企業と検討を進めて、問題点に辿り着くことが必要となるが、多くの事例に触れて経験を積むまでは、いつまで経っても結論に辿り着くこ

とができないのである。結局、自分の持ち合わせている小さな知識の範囲に、問題を勝手にすり替えて解決法を探ろうとするために、不十分で役に立たない、場合によっては相談した企業にとって不利益となるような情報しか提供できないことになるのである。

5. 交渉相手は何を意識しているのか

交渉に際しては、相手の背景を理解していないと落としどころがつかめないものとなる。日本人の間でも難しいことではあるのだが、非常に多くの民族から成り立ち、宗教、道徳観、歴史観、生活慣習等が多岐にわたる中国においては極めて難しいことになる。その中で、共通の背景を見つけていくことが基本となり、更に民族や出生地などによる背景も理解していくと相手の立場を理解した交渉が出来るようになる。以下に、基本となる背景について幾つかの例をあげておきたい。

- ・ 共産党の下では行政と司法の独立性が必ずしも明確ではなく、事案によっては共通の問題意識のもとで判断がなされることがある。
- ・ 米国のWTO提訴の可能性が高くなった際に司法解釈を変更して刑事罰の閾値を下げたことから判るように、国際的な圧力、特に米国に対しては意識をしている。
- ・ 自国産業優位な法改正や運用を狙ってはいるが、一方で経済発展への影響、特に外国からの投資減少を懸念しており、最後まで無理することはない。
- ・ 知財の普及啓蒙活動を積極的に展開しているが、多くの場合は対外宣伝的。
- ・ 一国として維持するために、地域間の経済格差解消や民族問題を最優先としている。
- ・ 人の繋がりや面子を大切にしている。

このような背景をより多く理解していくことにより、どのように交渉し、何を協調すれば良いのかが自ずと明らかになってくるものである。

6. なぜ、遵法意識に乏しいのか

交渉を行うためには、相手の理解だけではなく相

手国の国民性やその背景も理解することが大切となる。日本で一般的に考えられている中国人に対する意識といえば、多くの人が遵法意識に乏しく、法を無視し判決も無視するどころか場合によっては法を悪用する、他人の権利を尊重しないために権利取得による抑止力はない、逆に自らの権利は明らかな冒認であっても平気で行使する、強行措置を取らない限り侵害行為をやめることはない、全てに金が優先すること等、酷いものである。このような日本人の持っている中国人のイメージは果たして真実なのだろうか。

これらのことは見方によっては真実かもしれないのだが、どの国に対するイメージでもそうであるように全ての中国国民を代表するものではない。先端企業の関係者や外国の情報に触れている中国人は、当然のことながら高い遵法意識を持っており、法の下で活動をしているのである。ただ、これもどの国でも同じように、法律を知らない層や知っていても守れない層、生活や慣習と整合していない層が存在しているのも事実である。

法律を知らない層が遵法意識に乏しいことは言わば当然のことではあるが、どの国でも普通に暮らしている国民が法律を知っているわけではない。そもそも遵法意識とは法律というルールを知った上でルールに基づいて生活をするものではなく、普通に暮らすことがルールに適合していて自ずと遵法されているものなのである。日本で犯罪が少ないのは日本の法体系が日本人の生活慣習や道徳観、行動規範に適合しているからにしか過ぎなくて、全ての国の法体系が日本と同じように作られているわけではないことを理解すべきである。中国はWTO加盟に際して幾つかの国際基準の法律を整備してきたのだが、これによってそれまでは犯罪者でなかった国民の多くが、法施行と同時に、同じ生活をしているにもかかわらず犯罪者になってしまうのである。これが正されるのにはこの層に属する人々の生活慣習の変化を待つしかない。

知っていても守れない層には幾つかの理由がある。多くの場合は貧困によるもの、そしてその他の理由としては共産党や政府への信頼がないことによるものである。中国では沿岸部と農村部に極めて大きな貧富の格差がある。そして出生地等により移動や職種に制限が設けられているため簡単には貧困層

から抜け出せない状況にある。遵法意識とは生活基盤が成り立った上での議論であり、当座の生活に窮している人々は仮に法律を知っていても、それを守ることより日々暮らしていけることを優先するのは当然のことである。

党や行政への信頼が乏しいことによって知っているても守らない場合が知財侵害問題にとって最も厄介なことになる。中国駐在中にいくつかの地方政府に招かれて現地のベンチャー企業に対する講演を行ったことがあるが、その時寄せられた質問には共産党や政府に対しての不満に基づくものが多く、中国では、特に地方部では安心して投資ができないといった意見が多く寄せられた。彼らは事業を立ち上げるためには研究開発への投資が必須であることは理解しているのであるが、中長期的な投資に対しては党や地元政府の方向転換がいつ行われるのかも判らないため、折角の投資が無駄になり事業が頓挫するリスクが高いと考えている。つまり企業が投資を行うためには政府が安定的な基盤を提供しないと行けないのであるが、残念ながら中国の多くの地方では極めて不安定な環境にある。高いリスクに備えるためには相応の資金が必要となるので、ベンチャー企業はまずは短期的な資金回収を優先し、その後の中長期的な研究開発をすることになるのだが、このことが金が優先することの根底にある。そして短期的な資金回収をするために安易に他人の研究開発成果を用いて、犯罪であることを知りながら贋物を販売するという事業を実施しているのである。

7. 犯罪行為は減らないのか、 侵害が起こり続けるのはなぜなのか

中国において知財侵害行為が減少しないのは何故だろうか。まず考えられるのは模倣品が受け入れられやすい環境にあることである。模倣品を作るためには先端の技術力が必要で、どの国でも作れるわけではなく、世界でも先進的な製造業が行われている限られた国のみである。そして、製造者に対して製造した模倣品を買い取る者が必要となるのであるが、中国の模倣品の品質が高く、そして価格も安いことから安定して外国からの発注も続いているのである。

次に、知財保護の意識欠如である。知財活用の法

執行を担当しているのは地方の知財関連機関である産権局や工商局、技術監督局や公安などであるが、これらの執行機関の対応には知財保護の意識が乏しいため、適正な運用がされていないのである。もともとこれらの執行機関は地方政府機関であるので、地場の産業育成や雇用確保に誘導する傾向があり、その地方への貢献がないと知財侵害が発生していたとしても適切な行政執行を行わないことが多い。したがって、侵害行為を行っている企業が地場の雇用をもたらす、地場の産業発展を担っている場合には、取締り等の行政執行は行ってくれないため、いつまでもたっても犯罪行為が減らないことになる。また、仮に取締りをする場合であっても取締官は十分な知識もなく情報も持ち合わせていないため、権利者側が相当の努力をしない限り動いてくれず、結局地方の行政機関による知財権の保護は実体上行われていないに等しいのである。

日本企業はこのような困難な状況のもとで自社知財の保護を図るために、地場の弁護士や調査会社を雇い入れて、地方の知財関連機関に詳細な情報を提供し、真贋判定をするなどの相当の投資をすることにより対処をしているのである。しかしながら地方で行政に訴えて救済を求めたり訴訟に訴えた場合、マスコミに日本企業が地場の弱小企業を叩いているといったような理不尽な記事を掲載され、不買運動につながったり、日本バッシングにあうといった様なりリスクもあり、なかなか強く活動できない状況にある。このような幾つかの状況が重なり、知財に関する犯罪行為はいつまでも減少しない状況にある。

上述した背景を理解すれば、それぞれ何を改善すべきなのかが自ずと見えてくるので、それらを丁寧に交渉することにより改善していくことができるのである。

8. 日本企業の感じている問題意識は正しいのか、 交渉の中で真実は見えてくるのか

日本企業、場合によっては外国企業からの相談を受けていると、多くの問題に触れることができるが、個別企業では対応困難な問題で対処に苦慮していることが理解できる。具体的には以下のような問題意識が寄せられていた。

・特定案件に対して政府の介入があり、また特定

案件では司法によっても適正な対応をされない場合があり、不透明な判決も散見される。

- ・農民の保護が優先されて、知財問題に対応してもらえない。
- ・統計数字が操作され、意図的に公表されている。
- ・地方政府では贈収賄が頻繁に行われており、金銭提供なければ取締りは実施しない。
- ・自発的な摘発は極めて少ない。
- ・摘発でも裁判でも地方経済を支える企業が優先的に保護される。
- ・公務員が副業しており、また公務員のポストが買い取られているため、適切な行政執行が実施されない。
- ・罰金や税金が裁量により判断されるため予見性がなく、対応が困難。

これらの真偽は地方政府と懇親を深める際に雑談として情報交換していけば明らかになり、対処すべき内容の相場感も醸成されてくるものである。それぞれの詳細な内容は紙面にしづらいので、興味のある方とは別途で議論したい。

9. 相手を知ったうえで、自らを考えると、日本政府や企業の問題が明らかに

外国の人たちが、自分の発言をどのように捕らえ、どのように感じているのかが理解できるようになると、これまで組織として行ってきた行動や、自らが行ってきた行動の問題が明らかになってくる。つまり、自分達の思いはその通りに相手には通じていなくて、互いの誤解の中で交渉を進めてきたに過ぎないことに気づかされるのである。

JPO駐在員として駐在当初に行ってきたことを思い浮かべてみると、多くの失敗に気づき恥ずかしい思いになる。抽象的な批判しかしていない会議やセミナーを頻繁に実施して、あたかもセミナーをすることや覚書きを締結することが交渉の成果のように感じていたのである。中国企業や経済への影響を無視した主張や、中国を拠点として合弁・合資会社を設立している日本企業と日本国内のみしか拠点のない日本企業との違いもわからずに、両者を切分けないでの主張は意味のないことであるし、いつも同じ交渉相手と画一的な交渉をしていたのでは進展は

望めない。結局このような会議やセミナーで得られるものは限定的で、実施することの意義は少ないのだが、そのことへの気づきが無い限り永遠に同じセミナーや会議を繰り返すことになる。

日本企業についても、多くの相談を受けていると問題点に気づかされることがある。具体的には、法律に基づいた徹底した知財の管理がされていないこと、契約や社内機密管理が徹底されていないこと、経営陣に知財の意識がないこと等がその代表例である。また、気づきがあり実施したくても出来ない場合もあり、現地専門家の知見や他社の経験を学ばないこと、人と情報の管理が甘くて退職者の中国企業への就職や中国人従業員の転職を防げないこと、地域毎に異なる特有の情報収集をしていないこと等がその例だが、これらを実施できていないことは企業経営上多くのリスクを内在していることになる。

10. どう対処していくのか、気づきが日本の企業を救う

日本企業が抱える多くの問題にどのように対処していくのかは多くの人と会うことによって養われていく。情報交換をする相手の数が増えれば増えた数だけ気づきがあり、詳細で確実性の高い解決策を探り出せるようになる。相手の数を増やすためには、単に中央政府のみと情報交換していたのでは足りず、各地方の政府機関や民間企業等とも広範に情報交換を続けていくことが必要となる。その結果、問題が明確に整理されて必要となる交渉内容明らかになるので、無駄な会議はなくなり必要最小限の交渉のみで状況改善が図れるようになる。

例えばどのようにして再犯を抑止するのかという問題に対しては権利行使が重要で、時には刑事罰を含めて行うことが有効となるが、権利行使をどのように行なうのかは地方ごとに特徴があって対応が困難である。このため各企業に対しては、地方ごとにどのような特徴があるのかといった詳細な情報を各地方政府との会議で習得して提供していくことが必要となる。また、国の法律と地方法規とを整理し、そして地方ごとの運用の見直しを実施されるのであれば地域格差が無くなって対応が容易になるので、これに向けた交渉が重要となる。

各企業にとって地方ごとに異なる状況のもと個別事案に適切に対応していくためには、如何に確実に情報収集をしていくのが大きな問題である。基本的には現地に駐在員をおいて権限委譲をし、現場で直接情報収集し代理人等を指揮することが求められ、これにより現地行政機関からの個別発注への迅速な対応を図ることができるなど、確実に問題に対応できるようになる。収集すべき情報としては、取締官や裁判官の個性、地域慣習の把握、弁護士・弁理士の得意分野（技術、法律、地域、習慣）の把握など多岐にわたり、しかも単純に収集できるものではないから、相当の期間駐在させるとともに人付き合いなどの適性も求められることになる。企業単独では地方政府との情報交換など困難な場合もあるので、このような場合には企業と地方政府間との調整をすることが求められる。一方、駐在員を置けない企業も多々あることから、JPOには企業になりかわり情報収集して発信をしていくことが強く期待されている。

11. おわりに

審査官となってから、四半世紀が過ぎようとしている。その間、対外的な仕事が多かったため（総務部に10年、大学4年、知財活用関連機関2.5年、国際関連機関3.5年）、知財関係の多くの方と知り合い議論できたことに感謝している。内外共に多くの民間や政府と交渉をしてきたが、経験を積むにしたがって交渉の手法は変わり、更には交渉は競合から協調へ変わってきた。職場内での関係も、連絡調整さえも、国際調整となら変わりが無くて、小さな集まりから大きな集団にまで、同じように接することが重要だと感じるようになっていく。引き続き身近な関係から初めて会う人まで、楽しく交渉していきたいと考えている。

最後になるが、駐在中に強く感じていたのは、誰が交渉しているのかということを見極めなくてはいけないということである。駐在員はあたかも前面に立って国際交渉をしているようにも見えるが、実は事前に相手国政府の窓口とスケジュールや内容の調整をしているのは現地の中国人スタッフなのである。駐在員と現地スタッフとの信頼関係が、日本政府と相手国政府との信頼感につながり、交渉がス

ムーズに進んでいくのである。考えてみれば身近な中国人である自分のスタッフにすら信頼されていないようでは相手国政府に信頼されるはずもなく、私を信頼してくれて中国の慣習等を細かく教えてくれた当時のスタッフ達には大変感謝しているし、日中の最大の架け橋だと思っている。合わせて会議当日の通訳との信頼関係も極めて重要と感じている。日本語でいくら格好良く話をして通訳はできないのであって、信頼関係のもと確実に思いを伝えてくれる通訳に巡り会えたことが交渉を進められた最大の要因と感じている。

12. 付録

以上に述べてきた活動が中国側からどのように捉えられていたのか？ 中国の知財雑誌に掲載され、その後多くの中国地方知財関連機関のネット上で紹介された記事には、今回の原稿の内容が良く反映されているので、解説付きで紹介しておきたい。この記事は駐在が1年過ぎた頃に中国人記者の取材を受けた際の内容が取り上げられたものだ。取材の際には中国企業が読者であることを意識して発言しているので違和感があるかもしれないが、私としては中国に対する純粋な思いを語ったものである。なお、原文は中国語で日本語仮訳の掲載については雑誌社の許諾済。

【日本は中国が調和・安定した知的財産権環境を構築することを希望 —— 日本貿易振興機構北京代表処知的財産権部後谷陽一部長を訪ねる】（仮訳）

2005年は世界反ファシスト戦争勝利60周年である。これは一貫して微妙な中日関係にとって再度の厳しい試練であることは間違いない。実際に今年が多事多難の時期だったことは現実が証明している。年初の李登輝氏の訪日からその後の教科書事件、靖国神社参拝から国連の常任理事国入りまでの問題における衝突と競争にいたるまで、中日両国の政治関係はこれまでにない緊張と冷え込みに陥っている。経済の分野では、11年にわたって中国の最大の貿易相手国だった日本が、昨年は3位に順位を下げている。中国の外資吸収、技術導入の主要な源だったが、昨年の中国向け投資の契約金額と実施金額はともに韓国を下回り、4位となっている。これまでに中国に政府借款と無償援助を最も多く行ってきた国家だが、最近では中国に対する政府開発援助の打

ち切りを計画している³⁾。こうした事実とデータはある問題を十分に説明している。それは「政冷(冷たい政治関係)」が「経熱(熱い経済交流)」に既に深刻な影響を与えており、「政冷」の背景下では「経熱」も長続きしないということである。中日の経済・貿易分野でのこれらの問題が多くの人々の注目を集めていると同時に、中国の知的財産権保護の問題も既に世界各国の注目の焦点となっているが、では焦点中の焦点である中日両国の知的財産権保護の問題に対する観点、現状はどのようなものであろうか⁴⁾。

こうした疑問を持って、本紙記者は先ごろ日本貿易振興機構北京代表処知的財産権部の後谷陽一郎長を訪ねた。知的財産権の専門家である氏は、穏やかな態度と成熟した観点、中国の知的財産権保護の情勢に対する客観的な評価、中日の知的財産権や中米の知的財産権の問題の相違に対する明確な認識、中国政府との知的財産権問題における意見交換と協力における丁寧な態度は、記者に深い印象を残した。後谷氏は取材で繰り返し「世界経済は一体であり、相手の中に自分があり、自分の中に相手があるものだ。多くの日本資本企業の工場が中国に設立されており、中日企業の長期的な共同の発展に役立つように、中国政府が調和・安定した知的財産権の環境を確立することができるよう希望している」⁵⁾と強調した。

知的財産権の専門家とJETROの知的財産権事務の専門員として、現在の中国の知的財産権の状況について客観的に評価していただけないか？

この問題に答える前に、日本貿易振興機構北京代表処のこの知的財産権部の業務内容について先に紹介させていただきたい。この事務室は日本の特許庁(中国の国家知識産権局に相当)と日本貿易振興機構が共同で創設したもので、半官半民の性質を持つ、中国の貿易促進委員会と似た組織だ。私のこの事務室での主な業務は、中国の関連部門と知的財産権の各層との協力や意見交換だ。特にここ数年、中日政府の間で知的財産権分野での意見交換と協力は大変頻繁で、中国の国家知識産権局や国家工商局の商標局などの組織と日常的に協力する必要があり、それに先立つ意見のとりまとめ業務が私の重要な業務内容の一つだ。この他の重要な業務として、私どもは日本企業を中心とする関連の企業や組織、人員などに知的財産権の情報を提供している。この業務は、中国の知的財産権の状況および各方面での状況が日ごとに変化していることから、特に必要で重要となっている。

私どもが企業向けに提供する情報には各種の様式がある。私どもは日本語のウェブページを持っており、中国の知的

財産権の状況紹介を担当しているが、同ウェブページのページビューは毎月のべ10万回に達している。この他に私どもは毎月ニューズレターを発行し、中国の知的財産権に興味のある人はウェブページで自分のeメールアドレスを登録すれば毎月新しい知的財産権に関する情報を得ることができる。この購読者のうち日本人が80%、中国人が20%を占めている。

私どもの3つめの業務はコンサルティングサービスだ。これまでのコンサルティングの対象は主に日本企業だったが、最近には時には欧米企業や中国企業もある。昨年1年のコンサルティング業務は3,000から4,000件に達している。最後の業務は、小規模なシンポジウムを開催することによって日本資本企業に情報を提供することだ。私は先週の三日間、シンポジウムの件で済南を訪れた。参加した中国企業の人員は300人以上で、会議では主に中国の知的財産権の状況を紹介し、同時に比較して日本や韓国の知的財産権の状況が紹介された。

以上が私どもの知的財産権部の紹介だが、この前提の下に質問に答えたいと思う。私は2004年4月に中国へ来たが、この期間に多くのことに感銘を受け、理解してきた。済南とウルムチでのシンポジウム開催の過程では、多くの企業の代表が参加し、多くの問題を提出した。彼らが提出した知的財産権の問題と、日本企業が提出した問題は似ており、このことから中日企業が実際に直面している問題は大変似ており、中国で先進的な企業も偽造による被害に直面していることに気づかされた⁶⁾。例えば、国有企業は協力パートナーと機密保持協定を結ぶものの、相手側はやはり機密を漏洩したり譲渡したりしている。また一方では、知的財産権侵害を行う者も相当数存在しており、こうした権利侵害者のうちには知的財産権とは何かを知らない者さえ存在している。そのため出現したこうした現象は、私は中国の知的財産権分野全体の変化が大変に急速かつ激しいためであると考えている。例えば米国は200年以上、日本は100年以上を費やして徐々に当時の時代に合う知的財産権制度を形成してきたが、中国は2001年末にWTOに加入してわずか3年ほどの時間しか経っておらず、この3年の間に中国の知的財産権法律制度には大きな変化が現れている。わずか3年という短い時間で大衆にこうした重要な改正を行った法律を理解させ、受け入れさせることは、大変難しいものだ。私が深く理解したこととして、一部の地方で普及する必要があるのは、知的財産権の法律だけではなく、法律システム全体の意識、何故法律が必要で、何故法律を遵守するかといった意識についてであるということだ。これも中国政府が力を入れて行っている重要な業務⁷⁾である。

3) 中国側の日本に対する考え方の根底となる知財以外の統計数字を押さえておくことが重要になる。

4) 中国の有識者は、知財に関する理解は深く、何が問題であるのかも的確に理解したうえで質問であることを理解しておく必要がある。

5) 基本的な考えを繰り返し強く伝える、WIN-WINであることが如何に相手に伝わっているのかが交渉の基本。

6) 日中共通の問題について議論することが、より問題の解決を容易にする。

7) 相手国の実施する施策において、好ましいもので、より推進することを望むことを明らかにする。

この他に、海外投資も日ごとに増加し、特に生産分野での投資が増えている。同時に、米国や日本へ留学した多くの優秀な人材が帰国して、国際的に先進的な科学技術の知識を持ち帰って研究開発を行い、多くの優秀な製品を生産している。言い換えれば、知的財産権の知識の普及と、大衆の意識の向上が完了していない段階で、技術の核心と資金の投入が急速に進展しすぎ、知的財産権に対する人々の意識がこうした情勢の要求に追いついていない。これに対して、中国政府は多くの人力や財力を投入して状況の改善を図っているが、しかし依然として多くの難題に直面する可能性があるだろう。私どもは政府機関として、一方では中国政府の行っているこうした努力を讃えて肯定し、また他の面では、できる限り最大の支援と協力を行っており、実際に私どもはこうした業務を既に開始している⁸⁾。

我々は、日本が海外での知的財産権の保護を強化していることを知っているが、中日の知的財産権、中米の知的財産権の相違と、中国での氏の使命と、米国の中国駐在大使館知的財産権担当者のMark Cohen氏の使命との相違をご紹介します。ただでいいか。

中国へ進出している米国の最大の産業は文化産業であり、またこの分野での被害が最大なため、米国大使館と企業は中国の文化産業の知的財産権保護に注目している。しかし中国へ進出している日本の文化産業はまだ多くなく、主に生産企業に集中しており、中国での生産企業数は米国を大きく上回っており、ほとんど各分野で日本企業が生産を行っている。

こうした上述の相違が私とCohen氏の使命の違いを決定付けている。米国は中国に工場を持っているのではなく、著作権などの文化製品が侵害を受けているのであって、このため米国がまず考えるのは中国での権利侵害製品の数量をどうやって減少させるかということである。しかし日本企業は既に中国へ来ており、日本製品は日本国内で生産して中国へ運ばれてから権利の侵害を受けているのではなく、中国現地で生産した後に偽造されているのであり、このため既に中国へ来た日本企業にとって、権利侵害製品を減少させることは当然必要だが、こうした企業が中国に根を下ろしてよりよく発展するのを助け、良好な安定した投資環境を得るようにすることが私どもの任務である⁹⁾。そのため私どもは中国の関連機関に情報を提供する必要がある。私どもは中国政府が市場の望ましい秩序を推進したいと理解しているものの、情報源がなく苦労していることを理解しているからである。私どもは現在、こうした企業などの各方面からの情報を、中国の関連の政府機関や人員にフィー

ドバックしている。提供する情報の種類は様々で、例えば技術分野では、私どもは最も先進的な技術情報を一部の部門に提供している(国家知識産権局専利再審部門など)。昨年私どもが開催した3回の会議の内容は、携帯電話やデジタル製品、音楽製品分野の技術情報に関連している。今年も2つのプロジェクトがスケジュールに上がっている。商標の類似判断の技術的問題と人員の交流の分野では、私どもは商標局とも協力することができる。この他に、法執行機関にも情報を提供している。私どもは昨年、権利侵害・偽造製品の分野の実例集を編集し、5,000冊を中国の公安や工商、質検総局、税関といった法執行機関用に専門に印刷、提供した。これだけではなく、私どもは日本資本企業の中国の従業員を組織して講師グループを設立し、この実例集をどのように運用するか各地へ講演に派遣した。今年もこうした活動が行われ、しかも全て無償である。

つまり、中国の知的財産権保護の問題における米国と日本の努力の方向は同じではない¹⁰⁾。

知的財産権保護の分野では、中国は先進国と比べて、特に日本と比べてどのような問題と距離があるか？

中国の知的財産権保護の状況はまだ楽観できない。中国市場へ進出した日本企業と交流して私が発見したのは、基本的に全ての企業がそれぞれ異なった程度に権利侵害を受けているということだ。この1年の状況は大きく変わってはならず、さらに悪化したとは言えないが、権利侵害の状況はより複雑化した。国家の宣伝教育の下で、以前のような、知的財産権がどのようなものかを知らずに行われる権利侵害は減少したが、他人の権利を侵害していると知りながら、権利侵害を行うことを決定する現象が逆に増加し、また権利侵害の手段もより複雑化している。例えば、権利侵害を行う者は従来は一つの地方でのみ偽造製品を生産していたが、現在では捜査を逃れるために、生産フロー全体をいくつかの地方に分けて行っている。こうした面では、日本企業と対比して、中国企業が権利侵害によって受ける被害の方が深刻である。これは訴訟数からも見て取れ、中日間の知的財産権の訴訟は少ないが、大部分の知的財産権訴訟は中国企業間で行なわれている¹¹⁾。

日本国内では基本的に偽造製品の生産はない。当然ながら最初からこうだったわけではなく、1950年代、60年代、70年代には日本と欧米はどちらも偽造製品が出現した時期があった。当時はあるオートバイ製品は100社の企業に模倣されていたが、偽造製品の品質が劣り保証がないため、その後消費者は購入しなくなった。つまり、権利侵害を行う企業は始めは生き残ることができるが、自社製品を開発し

8) 評価していることと、協力していることは明確に相手に伝えること。

9) 日本企業の中国における位置づけを理解し、共有する。

10) 日本の中国との接し方が、他国と異なる場合は明確にその内容を伝えること。

11) 日本企業のみが抱えている問題ではなくて、実は中国企業のほうがより深い問題を抱えていることが、両国間の協力が推進できる前提となる。

て自社のブランドを確立した企業のみが最終的に生存できると言うことができる¹²⁾。これは消費者の意識の重要性を説明するものでもある、それが反映されて生産に影響を与えるためだ。

中国の大多数の多国籍企業の知的財産権保護意識は高いものの、保護の水準は理想的とは言えず、特に日本企業の製品が中国で権利侵害や偽造される事例は非常に多くなっている。今後参入予定の、また既に中国市場に参入した外資企業に対して、知的財産権保護分野での提案や意見を述べてもらえるか？ 権利侵害を受けた場合、そのような手段をとって紛糾を解決し、仲裁や訴訟を行うよう提案するか。

中国市場へ参入して権利侵害を受けたとする企業には2種類ある。1種類は中国の知的財産権制度を理解しておらず、中国へ来た後に自社の製品が侵害されたと述べるもので、こうした権利侵害を受けたと述べる企業のうち、現実には二分の一の企業の権利は侵害されていない、何故ならこれらの企業は中国で権利を取得していないためである。この方面では中小企業が多く、彼らの製品は往々にしてよく売れるが、中国に来た後に多くの類似製品を発見して、自社の権利が侵害されたと考える。こうした企業に対しては、私どもは中国の知的財産権制度や、どのように中国で権利を獲得するかなどを紹介し、安心して生産を行うことができるようにさせている。もう1種類は本当に権利の侵害を受けている企業で、こうした企業に対しては私どもは、どのような措置をとって権利侵害を避けるか、また権利侵害を受けた後どのような措置をとって損害を減少させるかといった提案を行っている。例えば既に日本国内で取得した権利について、他の関連の権利を獲得してより全面的な保護を行うよう提案している。この他に、私どもは企業が経営管理面でどのような戦略や態度をとるべきか指導している。

ご存知のとおり、多くの企業の技術的秘蔵は社内の従業員が持ち出すものだ。中国では優秀な人材の流動は正常なことで、このため企業の管理が大変重要になってくる。日本企業は日本の管理体制をそのまま移すことに慣れているが、これは不適切である。中国の日本企業は、その企業文化の中に中国の要素を持たなければならず、中国文化と融合してこそ、中国の従業員がより安心して働き、人材が残ることができる¹³⁾。そうでなければ、従業員は流出し、機密も持ち出されて偽造製品が生産されることになる。偽造製品の生産は無論よくないが、私どもも企業自身の管理制度を反省する必要がある。つまり、まだ進出していないが中国市場への進出を計画している企業に対しては、戦略的な角度、マクロな面から提案を行い、既に中国市場に進出して権利侵害に遭遇している企業については、我々の提案

は具体的で詳しいものとなる。

紛糾解決の手法の選択については、権利侵害行為の対象と性質の違いによって区別する必要がある。権利侵害行為の深刻な企業については訴訟を起こして罰するべきであり、訴訟手段をとるよう提案する。しかし訴訟に費やされる時間や精神力、費用は大きく、原告にとっても被告にとっても期待に値することではない。このためもし仲裁が可能なら、一般に協調メカニズムを確立して仲裁を行う。何故なら訴訟によって権利侵害企業を破産させるのが原告や被告の最終目的ではなく、話し合いと協力を通じてどのように調和、安定した環境を確立するのかというのが重要である¹⁴⁾からだ。

偽造、海賊版製品防止の措置の強化の分野で、中国市場を対象としてJETROは特に考慮していることがあるか？ そうした措置の効果はどうか？

中国を対象とした特別の措置には、先に述べた中国企業向けのシンポジウムがあり、そのほかに中国については私どもは大規模な中国訪問の国民の連合代表団を招待している。目的は中国の知的財産権制度を紹介し、中国政府に対して関連の法律制度の修正を提案してゆくなどである。私は1番目の措置を大変重要だと考えており、今後より一層力を入れてゆく。

日本の知的財産権保護は法律化、制度化、システム化されると同時に、社会化のレベルも高くなっている。知的財産権保護は既に日本の社会全体の行動となっており、社会の各界はみな知的財産権保護の措置をとっている。これは2005年に日本で開催された「愛知・世界博覧会」でも十分に反映されている。現在中国では、上から下まで知的財産権保護の宣伝活動のブームが巻き起こっているが、氏は個人的には「権利侵害行為の減少と大衆の意識の向上」との間の関係をどのように評論するか？

私は二者の関係がとても重要だと考えている。大衆の意識が向上しなければ、権利侵害行為が減少することも難しい。また、偽造製品は中国企業が作っているだけでなく、国外の個人や企業の一部もこうした企業に対して注文を出しているため、権利侵害の取り締まりは国際犯罪行為の取り締まりと結び付けられなければならない。また私はメディアの宣伝も重要だと考えており、例えば中国政府が行っている「知的財産権保護ウィーク」の活動は重要である。宣伝によって偽造行為がより複雑化するという観点もあるが、こうした権利侵害行為は自動的に消滅するものではなく、宣伝と無関係ではない。昨年、中国最高人民法院、最高人民検察院が発表した新たな刑事司法解釈では、知的財産権の刑事処分の基準を引き下げており、私はこれについても

12) 経済発展期における日本の体験として相手国に役立つ情報が最も喜ばれ、交渉を進めていく上でも有効に機能する。

13) 進出日本企業の問題点を明らかにすることにより、両国企業の協調につなげていく。

14) 対立する日中企業間の調整が必要となる理由を明確にする。

宣伝を行って、権利侵害現象を減少させるよう大衆に呼びかけるべきだと考える。

もっとも、メディアと世論は重要ではあるが、具体的な措置の実施をより一層重視すべきだ。知的財産権は重要だが、よりよい製品をどのように生産するかがより重要である。私は、中国政府は知的財産権意識の強化と、企業がよりよい製品を生産するよう指導することを結びつけて、二者を融合させた方が効果はよりよいと考える¹⁵⁾。

中国の大学では既に知的財産権のコースが開かれたと聞いたが、学生に法律的に知的財産権の知識を理解させることは重要だが、しかし知的財産権は子供の頃から始めて、子供の時期に何かを発明して生み出すことを試させ、創造の面白さを体験させることを始めるべきだと考える。この時に子供たちに知的財産権とは何かを植えつけることはあまり現実的ではないが、しかし子供たちに他人の創造の楽しみを擁護し、他人の労働の成果を尊重するよう教えるべきである。もし小さい頃からこの2点を行うことができれば、成長後に他人の権利を侵害することはないと信じている。これは、中国政府が行うようつとめるべきだと私が述べた、基礎的で具体的な事柄や措置だ。

日本は特許大国であると同時に、ある程度まで特許問題の被害者でもある。特許方面の専門家として、もし誰かが、日本の特許を合法的に使用することができるだけでなく、高すぎる代価を払わなくて済むような「利益共有の道」はないかと訊ねたら、どのように答えるか。

こうした方法にはいくつかある。第一は、どんな企業も相手側がまだ特許を申請していない時にその技術を使用開始することができることで、これは完全に合法的なものである。何故なら特許は申請に基づいて保護される権利だからだ。日本企業が国内で特許を申請した後、中国で再度登録する状況はまだ多くはない、何故なら多くの日本企業、主に中小企業は、今後ある程度の時期には中国進出を行う計画はないからだ。このため、こうした特許は持ってきて使用することが完全に可能である。第二は、大企業の一部は中国で多くの特許を持っているものの、全てを使用するわけではない。日本国内の特許の三分の二は使用されておらず、これは一部の企業の特許申請の目的は本来、防御またはその他を考慮してのことで、運用されることはないためだ。このためこうした特許について、日本企業は一般に譲渡して使用費を受け取ることに異存はなく、また譲渡価格も高すぎるということはない。日本では大企業が譲渡に異存のない特許のデータベースが既に構築されているが、中国にはおそらくまだないだろう。このため、日本企業との交渉で、彼らが譲渡を望む特許項目を探すことは、話し合いの上で役に立つ。上述の2つの状況下では、特許の使用

は何の問題もない。

特許譲渡の問題では、理解しなければならないのは、どのように高い使用費を支払っても、核心技術についてはどんな企業も譲渡するはずはないということだ。これは特許自身の独占的使用の性質からも決定されるものだ。しかし一つの製品がわずか一つの特許しか持たないというのは不可能で、何千、何万といった特許の組み合わせであり、またこうした特許は一つの企業だけが研究開発を行うことは不可能だ。それぞれの企業は自社が最も得意とする特許の研究開発をより進めており、そのため現在では多くの企業の間でクロスライセンスが出現している。このため、他人の特許を利用したいならば、自分も利用価値のある特許製品を提供する必要がある。故に、中国企業は多くの優秀な人材を持つという自らの特色を利用して、自らが優勢な特許技術を探し出して研究開発をより進めるべき¹⁶⁾で、全ての技術分野で特許を持つことを望むことはできず、また自らが研究開発した特許を持つことによってのみ、日本企業と交渉する際のポイントを向上させることができる。私は、中国はこうした方面で潜在力が大きいと考えている、私の知る限り中国のいくつもの大学の研究機関が日本企業向けに技術の提供を開始しており、このことは中国の研究開発能力がますます強くなっていることを説明している。

もし私が中国に投資した日本企業の一社で、私の知的財産権が中国で権利侵害に直面したか、不利な状況に直面する可能性がある場合、JETROの後谷氏からはどのような助けを得ることができるか？

日本貿易振興機構が日本資本企業に提供することのできるサービスには次のいくつかがある。権利侵害を受けた多くの日本資本企業にとっては、どのように自社の権利を救済するか全く知らない可能性がある、例えばどの部門に訴え、どのような組織と交渉すべきなのかといったことなどであり、これについて私どもは各企業に対して意見交流や紹介の業務を提供する。この他に、私どもは各社に対して専門家を紹介することができる。私どもは多くの専門家と契約しており、法的な指導や助けを提供することができる。最後の一点は私どもが今年から行うもので、国家工商局の商標協会との協力を通じて、関連部門の協調と意見交流を強化することであり、これは前に述べたシンポジウムと若干似ているが、各種の意見交換やシンポジウム活動を行うことにより、日本企業の担当者を中国の法執行機関の担当者と直接意見交換、交流させることだ。以上は大まかなマクロな面について述べたが、具体的な大きな事例に関連する際には、私どもは日本大使館と協力して関連部門と交渉を行うこともある。こうしたサービスは日本企業でさえあれば、私どもの会員であってもなくても受けることができる。

15) 中国政府と協調して、中国企業が発展しながら知財が尊重される環境を作り出すことが重要。

16) 中国の独自開発を推進しながら知財を活用していく土壌が根付くことの重要性を説明すること。

中国は知的財産権文化が非常に乏しい国家だという人もいるが、個人的には中国の未来の知的財産権保護の展望をどのようにとらえているか？

私は中国の知的財産権文化が非常に乏しいとは思わない、何故なら中国市場で偽造品を購入するのは中国人だけではなく、全世界から旅行に訪れた観光客もみな購入するからである。偽造品であると知りながら購入するのと、偽造品と知らずに購入することには違いがあり、中国の一部の人は偽造品だと知らないために購入しているのだ。もし中国が、世界の他の国家も同じだが、その国民が能動的に偽造製品を見分けることを望むのだったら、知的財産権の状況は大きく改善されるはずだ。私は中国の消費者の知的財産権意識は、現在日ごとに変化していると感じている。この他に生産者の方面について言えば、私どもは生産者がどう考えているかも考慮すべきである¹⁷⁾。一方では、一部の企業は確かに他人の製品を模倣し、他人の権利を使用しただけで自らは研究開発を行っておらず、こうすれば多くの資金を省略して短期間で暴利を得ることはできる。しかし他方では、研究開発の資金の面で比較的困難のある企業については、他人の模倣をしないように言うことは生産するなど言っているのと同じ意味だ。資金調達と関連する問題は知的財産権の問題だけではなく、銀行の融資体制など融資チャネルとも緊密に関連するものであり、これは中国が現在まさに改革時期にあるという現実の状況とも不可分のものである。現有の体制下でこうした融資状況を変化させることは基本的に不可能である。しかしここ数年来、海外投資は中国市場への進出に意欲的であり、長期的な研究開発プロジェクトのチャネルは依然として楽観的だといえる。企業は資金問題を解決した後に考慮する必要があるのは研究開発人材の問題である。この点については心配する必要はなく、全世界で最も優秀な大学で最も優れた研究開発を行っているのはみな中国人であり、これは間違いのない事実である。このため、解決が難しい状況は長くは続く



はずはなく、ここ数年で改善されるはずである。このため、欧米企業にとっては中国に存在する偽造製品を大声で指摘できる時代は幸福であると言えるだろう、日本企業もいつかは、どのように中国企業の研究開発能力と争うのかを真剣に考える日が来るのかもしれない¹⁸⁾。

参考文献

1. “日本希望中国构建和谐稳定的知识产权环境—专访日本贸易振兴机构北京代表处知识产权部部长后谷阳一先生”，中国知识产权AUGUST 2005 总第七期
<http://www.chinaipmagazine.com/journal-show.asp?649.html>
2. Pat Choate, “The Crisis in Intellectual Property Protection and China's Role in that Crisis”
http://www.uspto.gov/sites/default/files/web/offices/dcom/olia/harmonization/p_choate.pdf
3. “中国におけるエンフォースメントについて”, 特許懇
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/253tokusyu1.pdf>

profile

後谷 陽一 (ごたに よういち)

1987年 特許庁入庁 (半導体機器)
1994年 電子計算機業務課 調査係長
1999年 総務課 調査班長、技術動向班長
2000年 技術審査委員、総務課 企画班長
2001年 日本テクノマート 産業技術研究所次長
2002年 発明協会 特許流通グループ部長
2003年 審判官 (無機化学)、特許懇編集長
2004年 JETRO 北京 知的財産権部長
2007年 普及支援課 特許情報企画室長
2009年 審査長 (半導体機器)
2010年 企画調査課長
2012年 上席審査長 (有機化学)
2013年 審判課長
2015年 審査第四部長

2003年～2004年 埼玉大学経済学部 講師
2009年～2011年 金沢工業大学知的創造システム専攻 客員教授
2012年～2013年 知的財産研究所 知財塾 講師

17) 企業側のみではなくて、消費者側に対する認識も伝えることにより、共通の背景理解が進むことになり、その後の交渉が捗る。

18) 賛辞と恐怖からの発言だが、恐怖が現実になりつつあるのかもしれない。